

◎新潟県告示第443号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年4月5日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 住吉上館線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
新発田市八幡字宮田1217番1から 同市小見字谷内付192番2まで	新	(A)5.0～49.8メートル	1,415.5メートル
		(B)8.8～46.0メートル	1,609.8メートル
	旧	5.0～49.8メートル	1,415.5メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重用

一部区間県道新発田津川線と重用